令和2年度 市民後見人養成講座のお知らせ

立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわは、判断能力が不十分になった方の日常生活を法律的に支援する「成年後見制度」の推進機関として、市民参画による権利擁護のさらなる推進を図るため、平成27年度より「市民後見人」の養成に取り組んでいます。養成講座を通して、市民後見人としての知識や心得を学んでいただきたいと考えています。まずは、ぜひ説明会にご参加ください。(カリキュラムは裏面をご参照ください)。

成年後見人とは?

成年後見制度は、病気や事故などにより判断能力が不十分になった人の生活を法的に支援する代理人です 適切に財産を管理するとともに、本人らしい生活が送れるように必要な福祉・医療サービスの手続き等を行 い、安心して生活を送れるようにサポートします。









本人の声を届けたり

思いを形にしたり

安心した生活を守り

本人と一緒に歩む そんな役割です

•••••市民後見人養成講座説明会••••

日時: 令和2年8月29日(土)

午後1時30分~4時30分

場 所: 立川市総合福祉センター2階 視聴覚室

第一部

基調講演『威辱餞見制度の概要と現状』

講師:弁護士 赤沼 康弘 氏

第二部

市民後見人養成講座とは ~ォリェンテーション~

- ・成年後見制度推進機関の取組みについて
- ・「市民後見人」の養成・活動について

*養成講座の受講を希望される方は、本説明会への参加が必須になります。

≪ 申込み 問合せ先 ≫ 8月21日(金) 〆切

立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ

(平日8:30~19:00 土曜日8:30~17:00)

電話:042-529-8319 FAX:042-526-6081

定員:30名 ※FAX でお申し込みの際は、申込用紙(裏面)をご使用ください。

- < 備考 >・コロナウイルス感染拡大の影響で開催形式等、変更になる可能性があります。
- 基調講演の参加につきましては市民後見養成講座の受講希望者を優先させていただきます。 定員を超える申し込みがあった場合には選考をさせていただきますのでご了承ください。
- 情報保障が必要な方は、申込時にお知らせください。手配の都合上、開催日の1週間前までにお願いします。